いなか伝承社　会則

（名称）
第１条　この会は、いなか伝承社と称する。

（事務局）
第２条　この会の事務局は、紀の川市粉河 17−5 に置く。

（目的）
第３条　この会は、和歌山県内各所の農山漁村や中山間地など、いわゆる「いなか」の情報を都市部へ発信し、交流を推進することで「いなか」のファンを作り、土地や地域産業と共に文化的要素＜慣習や風俗、信仰、伝説、技術や知識など＞を次世代へ伝承するとともに、地域資源を活用して外から来た人材がいなかで挑戦できる場づくりや仕事づくりの支援を行うことを目的とする。

（事業の種類）
第４条　この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。
⑴　実践型のいなか暮らし研修
⑵　地域資源の掘り起こしと活用支援・商品化・製造販売
⑶　地域住民が地元の価値や地域活性化について学べる講座の企画及び運営
⑷　森のようちえん実施支援
⑸　地域おこし協力隊(総務省)、緑のふるさと協力隊、田舎で働き隊(農水省)導入支援
⑹　いなかの情報発信
⑺　店舗販売、移動販売
⑻　空き家管理
⑼　若者と農林漁業に従事する事業者とのマッチングおよび人材派遣
⑽　若者の人材育成・就労支援
⑾　いなか起業家育成・支援
⑿　若者の定住促進につながる支援
⒀　地域づくりに関する調査研究
⒁　その他、当会の目的を達成するために必要と思われる事業

（入会）
第５条　この会の目的に賛同したものが会員になることができる。
２　会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

（退会）
第６条　会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。
２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
⑴本人が死亡したとき。
⑵会費を 2 年以上納入しないとき。

（役員）
第７条　この会に次の役員を置く。
⑴代表
⑵副代表
２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。
３　役員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）
第８条　代表は、この会を代表し、その業務を統括する。
２　副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

（解任）
第９条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
⑴ 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
⑵ 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）
第１０条　この会の総会は、会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
２　総会は、以下の事項について議決する。
⑴会則、事業等の変更
⑵解散
⑶事業報告
⑷役員の選任又は解任
⑸その他会の運営に関する重要事項
３　総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（役員会）
第１１条　役員会は役員をもって構成する。
２　役員会は､総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（経費等）
第１２条　本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。
２　会費は会員ごとに年額 1000 円とする。ただし、会費の徴収は 2015 年 4 月より開始する。

（事業報告書及び決算）
第１３条　代表は､毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書を作成し､総会の承認を得なければならない。

（事業年度）
第１４条　この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事務局）
第１５条　この会の事務を処理するため、事務局を置く。

（委任）
第１６条　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（変更）
第１７条　この会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附　則
この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。